

中央環境審議会関係法令（抄）

1. 中央環境審議会令（平成 5 年政令第 372 号）

（組織）

第二条（略）

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3（略）

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、環境大臣が任命する。

2（略）

（委員の任期等）

第五条（略）

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3・4（略）

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3（略）

（雑則）

第十条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

2 . 中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年中央環境審議会決定）

（会議の招集）

第一条 会長は、中央環境審議会（以下「審議会」という。）の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

（会長）

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 （略）

（小委員会）

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。

4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。

5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。